

令和6年度 第2回魚介類の名称のガイドライン改正案検討会 議事概要

日時：令和6年11月29日（金）13:30～14:32

場所：製粉会館 5F 会議室

東京都中央区日本橋兜町15-6

（一部委員等はWEB参加）

開会

一般社団法人日本農林規格協会 島崎専務理事の司会により開会した。

配布資料の確認の後、瀬能座長の進行により議題の検討が行われた。

議事

（1）頭足類の名称の改正要望について

配布資料1-1、1-2及び1-3に基づき、消費者庁食品表示課 東島食品表示調査官から説明が行われた。

（説明概要）

〔資料1-1〕

- ・No.1 コウイカ、No.4 アオリイカ及びNo.5 ホタルイカについては、変更の必要がないことから現行ガイドラインどおりとする。
- ・No.2 ケンサキイカ及びNo.3 ヤリイカについては、分類学の進展による属の変更に伴い学名を変更することとする。
- ・No.6 スルメイカについては、本種の一般的名称例として要望があったマイカは、スルメイカ以外にもコウイカ、ケンサキイカ、シリヤケイカの地方名として使用されている場合もあるので、マイカは地方名であると考えられることから使用できる一般的な名称例としては記載しないこととする（資料1-3の1及び2ページ参照）。
- ・No.7 アカイカについては、本種の一般的な名称例として要望があったムラサキイカは、事業者間では当該名称を使用し流通していること、かつ、アメリカオオアカイカと区別する意味もあることから、要望どおりムラサキイカを一般的な名称例として追記することとした。
- ・No.8 ソデイカについては、第2回検討会に向けて、新たにソデイカの追加と、一般的な名称例としてセイイカとする要望が挙がったが、セイイカは本種の沖縄県での地方名であり、マイカと同様に使用できる一般的な名称例としては記載しないこととした。

〔資料1-2〕

- ・現行ガイドラインで *Loligo* 属と整理されている No.4 のカリフォルニアヤリイカのほかに、同じ *Loligo* 属として、No.1 アジアケンサキイカ、No.2 ヒラケンサキイカ、No.3 ヤセケンサキイカ、No.5 アフリカヤリイカ、No.6 ヨーロッパヤリイカ及びNo.7 アメリカケンサキイカの6種を追加すること、また、一般的な名称例として No.4 を含めこれら全てを「ヤリイカ」とすることの要望があつたが、現在の分類では No.5 アフリカヤリイカ及びNo.6 ヨーロッパヤリイカのみが *Loligo* 属、

それ以外は別の属に分類されていることから、新たに要望のあった 6 種を追加するが一般的名称例として「ヤリイカ」を追加することはしないこととしたい（資料 1-3 の 3 及び 4 ページ参照）。

- ・市場卸値を見ると、No.1 アジアケンサキイカ、No.2 ヒラケンサキイカ、No.3 ヤセケンサキイカ、No.4 カリフォルニアヤリイカ及び No.7 アメリカケンサキイカについては、国産のヤリイカと比べて単価が安いことから、消費者の優良誤認を避けるという観点から、これらに一般的な名称例としてヤリイカとすることはふさわしくないと考えられる（資料 1-3 の 3 ページ参照）。
- ・No.8 アルゼンチンマツイカ、No.9 カナダマツイカ及び No.10 ヨーロッパマツイカについて、要望があったこれら *Illex* 属 3 種を追加することと、これらの一般的な名称例として「マツイカ」とすることについて、卸売業者へのヒアリング調査の結果、これら 3 種に品質や値段の差などがないことから、これら 3 種を追加し、これらの一般的な名称例を「マツイカ」とすることとしたい（資料 1-3 の 5 ページ参照）。
- ・また、これら 3 種は、スルメイカの代替原料として使用されているという実態があることから、スルメイカと区別するために使用できない名称例としてスルメイカ及びマイカを追記とすることとしたい。
- ・No.11 ニュージーランドスルメイカについて、追加の要望があり、標準和名スルメイカの代替加工原料として利用されていることから、追加することとし、スルメイカと区別するため使用できない名称例としてスルメイカ及びマイカとすることとしたい。
- ・No.12 トビイカについて、これの追加と、使用できない名称例としてスルメイカ及びマイカとする要望があり、スルメイカの代替原料として使用されているという実態があることから、要望どおりとすることとしたい。
- ・No.13 アメリカオオアカイカについて、要望はなかったが、国産種のアカイカと区別するため使用できない名称例にアカイカ及びムラサキイカを追記することとしたい。
- ・No.14 アジアコウイカ及び No.15 シャムコウイカについて、これら 2 種の追加と、一般的な名称例としてコウイカとすることの要望があった。これらはコウイカ科の中でも、輸入割当（IQ）においてモンゴウイカに分類されていないこと、市場においてコウイカとして取り扱われていることから、要望どおりとすることとする（資料 1-3 の 6 及び 7 ページ参照）。
- ・No.16 トラフコウイカ、No.17 カミナリイカ、No.18 ヨーロッパコウイカ、No.19 コブシメ及び No.20 オーストラリアコウイカについて、これら 5 種の追加と、一般的な名称例としてモンゴウイカとすることの要望があり、これらは輸入割当（IQ）においてモンゴウイカに分類されていること、市場においてモンゴウイカとしてまとめて取り扱われていることから、要望どおりとすることとする（資料 1-3 の 6 及び 7 ページ参照）。

〔質疑応答〕

- ・〔瀬能座長〕資料 1-1 の No.1 から順に議論を進めていきたい。No.1 から No.5 までは特に問題がないということだが、意見あればお願いする。→意見無し。
- ・No.6 のスルメイカについて、要望としては左欄に代わる一般的な名称としてマイカが挙がっているが、消費者庁からマイカは地方名のため、一般的な名称としては不適であると整理された。スルメイカをそのまま使うことになるが、水衛協の意見を伺いたい。
- ・〔相川氏〕当初の提案根拠としては、記載しているとおりであるが、地方名としてすでにあるも

のということなので、一般的名称例として記載するのは難しいということであれば、仕方ないのかなと思っている。

- ・[瀬能座長] その他のご意見等いかがか。
- ・[高田委員] スルメイカの一般的名称例としてマイカは載せないということであるが、地方名としてマイカを使っても問題はないか。
- ・[坊衛生調査官] 地方名としてスルメイカのことをマイカ呼んでいる地域で販売される場合に限りマイカという名称を使用することは可能である。資料 1-3 にあるとおりアカイカ、マイカ、シロイカ及びセイイカについても同様にその地方名で呼ばれている地域であれば、この地方名を使用することに問題はない。
- ・[瀬能座長] 他に意見は無いか。それでは委員皆さんとの合意が得られたということで、マイカは一般的名称例としては記載しないということでスルメイカをそのまま使っていくという結論になる。次に No.7 アカイカについて、要望どおりということでムラサキイカを使うということであるが、意見はあるか。浦和委員いかがか。
- ・[浦和委員] 豊洲市場で実態を聞いてもらったので、異議はない。
- ・[瀬能座長] 小野委員いかがか。問題はないか。
- ・[小野委員] 特に問題ない。
- ・[瀬能座長] 他に意見がなければ一般的名称例としてムラサキイカということで合意が得られたものとする。次の No.8 のソデイカについて、セイイカは地方名だということで、広く流通させるときにはソデイカという名称を使うということである。これに関してはいかがか。特に意見はないか。では案のとおりということとする。次は海外産のものになるが、No.1 から No.7 について、7 種類の *Loligo* 属のイカがいて、全ての一般的名称例としてヤリイカとすることを希望していたが、ヤリイカという種は別にいて、単価がそれなりに高いので、これらを一般的名称例としてヤリイカとするのはいかがなものかということで、消費者庁の案はヤリイカを使わないということになっているが、水衛協の方から意見を伺いたい。
- ・[相川氏] これについては大変残念であるが、丁寧に調べてもらった結果、属が違うということであれば、仕方ないかと思う反面、特に No.1 から No.3 の 3 種については、東南アジアの同じ場所で取れる類縁種であり、実際のところ現地で種を識別することは不可能である。できればこれらをまとめて呼べる名称を別途設けてもらいたい。
- ・[瀬能座長] これらに関しては属が同じということで、小野委員から意見あれば伺いたい。
- ・[小野委員] この 3 種は、*Uroteuthis* に属が変わり、*Photololigo* 亜属に分類されている。前回の検討会で、属に対して妥当な和名があれば調べて欲しいということだったので調べた結果、*Photololigo* 亜属についてはケンサキイカ亜属としても混乱が少ないのでないかと思う。基本的に前提として、頭足類に関しては属名、亜属名に正式な和名が記載されている文献がなく、ここで提唱する和名というのはある程度コンセンサスが得られそうで、混乱の恐れがなさそうなものを提案しているということを前提として聞いてもらいたい。その前提の上で、その *Photololigo* 亜属に敢えて和名を付けるとすればケンサキイカ亜属になるのではないかと、専門家の先生とも申し合わせている。他の委員の方の意見はいかがか。
- ・[瀬能座長] 頭足類の属及び亜属の正式な和名というのはないが、和名もアジアケンサキイカとかヒラケンサキイカのようにケンサキイカが後ろについており、語幹が揃っていることから、ケンサキイカ類のような意味で一般的名称例をケンサキイカとすればよいのではないかという提案

である。私自身は分類体系とも一致して、非常に受け入れられやすいかと思うが、委員の方いかがか。

- ・〔宇都委員〕前回の検討会で *Loligo* 属が 7 種あって分かりにくかったが、小野委員の尽力で整理されて分かりやすくなった。標準和名が分かりにくい場合に消費者が混乱をきたすことを予防するために、一般的名称例ということになってくる。ここでいうと属が違ってきているので、やはり標準的な名前を使うべきだろうと思う。資料 1-3 で価格帯が大幅に違うというのが実態としてあるので消費者としては、やはりヤリイカは分けるべきだろう。
- ・〔瀬能座長〕他に意見はあるか。もともと一般的名称例としてヤリイカの提案があったところにケンサキイカではどうかということであるが。水衛協の方いかがか。
- ・〔相川氏〕これは提案としてケンサキイカならよいということか。
- ・〔瀬能座長〕ケンサキイカならよいのではないかということである。学術的な立場からいうと、若干問題はあるが、たまたまケンサキイカということで、今使われている標準和名の後ろが揃っているということと、1 亜属で括れるということでケンサキイカとすれば、先々混乱なく受け入れられていくのではないかということだと思うが。使いにくいとか、これだと業界的に困るということがあるか。
- ・〔相川氏〕ケンサキイカという名前自体は広く一般的に知られている名前なので違和感はないが、今までヤリイカで流通しているので、そこはいいとか悪いとかではなくて混乱はあると思う。
- ・〔瀬能座長〕そのとおりではあると思うが、先ほどの宇都委員の説明では、単価はヤリイカそのものが非常に高額で、こちらは値が下がるということで、優良誤認につながるのではないかということで、ヤリイカは問題がある。最初混乱はあるかもしれないがケンサキイカを使っていくというのはやむを得ないかと思うが、今の価格との関係でいうと工藤委員いいかが。
- ・〔工藤委員〕本来のヤリイカと区別して標準和名を使うというのは理解した。外国産のこれが、今までヤリイカとして流通していたという話もあったが、正式名としてはアジアケンサキイカ、ヒラケンサキイカ、ヤセケンサキイカということと、ケンサキイカと属が同じであることからケンサキイカで統一してもいいかと思う。名称としてケンサキイカは馴染みがあるということと、アジアとか上に名称がついたものが流通されると、この違いは何によるものなのか、値段が違うのか、どこで獲れたものかとか、少し不安はあるかもしないが、どこまで流通するかというのは、今の段階では分からぬ。加工に使われるのかも分からぬので、何とも言えないが、ヤリイカは比較的価格の高いイカであるということは承知したところである。
- ・〔瀬能座長〕仮にケンサキイカということで流通するにしても、基本的に、その産地の表示はされということでよいか。
- ・〔相川氏〕もちろん食品表示法に則って、生鮮食品は原産地、加工度の低い加工食品で名前を付ける場合でも、当然原料原産地名は表示することになる。
- ・〔瀬能座長〕それとガイドラインの別表というか、例えば、ケンサキイカでどこの産地のものか、例えばアジアケンサキイカとかヒラケンサキイカとかでそういう対応関係が分かるようには消費者庁のホームページで公開されるという理解なので、消費者の立場からすれば調べようと思えば、アクセシビリティというか、トレーサビリティというか、どこから来たものなのかなというのは、名前がキーになって分かるということではある。
- ・〔工藤委員〕表示ということでは原産地、使用原材料が分かるが、加工度が高くなると分からなくなることもある。

- ・[瀬能座長]他に意見はあるか。
- ・[坊衛生調査官]今の提案としては、No.1 から No.3 については、属も違うので、ヤリイカと呼ぶのはいかがなものかということで、代替案として今この 3 種についてケンサキイカとしてはどうかということだと理解している。先ほどのヤリイカの名称を使用するかどうかでも話したが、消費者庁としては基本的には消費者の方が優良誤認を起こすような名称をつけて流通させるのは避けたいので、ケンサキイカとすることについても、同様の問題が起るのではないかとか考えている。ケンサキイカ自体も標準和名であるケンサキイカがいるので、そのケンサキイカとの値段、流通価格の差というものどのくらいあるのか、これら流通価格自体持ち合わせていないが、おそらくケンサキイカ自体も高級なイカの種として流通していると認識しているので、そういう観点から産地は表示されるにしてもケンサキイカとして流通することに対して、消費者の方々がどのように感じるのかというところが重要なのかと思っている。そのあたり、消費者としての立場の委員の方から、どのように感じているのか聞きながら考えていく必要があるのかと思っている。
- ・[瀬能座長]ケンサキイカという一つの種というか、それに関しての資料が今ここにはないということか。
- ・[坊衛生調査官]おそらくかなり高額で流通しているということは分かっているが、実際どのくらいなのかという資料は手元にないので、それを見ながら検討するということであれば、次回までに用意したい。
- ・[瀬能座長]理屈からいえば、今の説明のとおりでケンサキイカそのものの実態が分からないと結論は出せないかと思う。今のことに関していかがか。
- ・[工藤委員]このケンサキイカは 3 種類あるが、アジアケンサキイカとかヒラケンサキイカという名称だと問題があるのか。消費者としては、出てくれば馴染んでくるかと思う。原産地も分かるので区別はできるのではないかと思う。
- ・[瀬能座長]これに関して実態を説明してもらいたい。
- ・[相川氏]先ほども話したとおり、この 3 種は区別がつかないので、アジアケンサキイカだと言って、いや、違いましたとなり違反だとなると困る。正直、どの名前が正しいのかということになるので、共通した別名を新たに設けてもらいたいとは思っている。先ほどケンサキイカ亜属であるからケンサキイカはかどうか提案いただいたが、国産との違いをはっきりさせなければならぬと意見をもらったので、一つ提案をするとしたら新しく共通の名前として、実際にはない名前のなんとかヤリイカといった形ではどうか。例えば、魚だと色を名前の頭に付けたりするので、シロヤリイカとかアカヤリイカとか、また、国産のヤリイカがおそらく北方系の種であるのに対して、この東南アジアの 3 種は南方系の種だと思うので、例えば、ミナミヤリイカとかのような別名を共通の名称として使ってもよいとしていただくのはいかがか。この 3 種であれば、シロヤリイカや、アカヤリイカという名前を使ってもいいということであれば名称として使いやすいのかなという気はする。ニセとかヤセとかは付けたくない、また、具体的な地域名とか、地名もできれば紛らわしくなるのでなるべく避けてほしい。
- ・[浦和委員]現実として今大体、丸の状態で入ってくるのは非常に少なくなつて、加工した状態で入ってくるものが多いということを、当方のヒアリングでは聞いている。そうすると入ってきた段階では、とても区別がつかないというのは、確かにそのとおりで、もう加工原料である。一匹のもので同定できるようなものではないというのも実態のようである。

- ・[瀬能座長]要するにひとまとめで扱うしかないと。名称に関してはそういうことになる。今のシロヤリイカとかアカヤリイカの提案であるが、学術的な立場から言うと賛成しがたい。今件に関して小野委員いかがか。新しく亜属というか、シロヤリイカとかアカヤリイカとかいうことにはいいのではないかということ。それはケンサキイカとの関連、本当のケンサキイカとここでのケンサキイカとの値段の差が想定されるので新しい名称を付ける方がいいのではないかと。そういう提案である。
- ・[小野委員]学術的な立場から言うと、基本的には今の標準和名を使ってもらうのが一番である。新名称を作るというのは、立場上は難しい。ただ、その3種がどうしても区別がつかないというのは、頭足類、どの分類群もそうであるが、その分類に精通した方でないと分からぬというのは往々にしてある。そうであれば、まとめて何というようになつたいというのは消費者心理とか、一般の心理としても分かるが、新しく名称を作ってしまうと、学術側にハレーションを起こして、ミナミヤリイカに該当する種を今度は探すようになつてしまう等、そういう混乱が起きてしまう懸念もあるかと考えている。
- ・[瀬能座長]同じ一つのものに対して複数の名前があるというのは、異名とかシノニムと言うが、仮の名前だったとしても、いくつもできてくると流通上だけではなく学術的にも混乱が生じてくる。商業上の名称により学術的な混乱が生じるというのは、よくある話で一回それが起るとなかなかそれを鎮めるのに手間がかかるので、新名称を作るのであれば、明らかにこれは仮の名前だと分かるものがふさわしいかと思う。
- ・[浦和委員]回転寿司だとか、いろんなところで使われているものもあるだろうし、現実今流通しているものが全く変わってしまうようになると、それは確かに混乱をきたす。この3種はヤリイカで実際のところは確かに流通している。カリフォルニアのボイルヤリイカみたいなものはやはりきちんと記載しないといけないが。その辺について実際のところ、どういう流通になっているのかというところが分からぬと判断しにくい。末端のシーンというか、このイカはこう使っているってことで言うと、No.5からNo.7の3種というのは割と高級な寿司屋さんで使うが、No.1からNo.3の3種というのは、どのような使い方をしているのかというところが今一つ分からない。
- ・[相川氏]No.1からNo.3の3種もだいたい刺身とか寿司ネタ用である。高級寿司には行かないと思うが、普通の寿司屋とか、普通の刺身に現地の加工場で生食用の刺身に加工されたものがルートで入ってくるというのがほぼ実態である。
- ・[浦和委員]これらは、ヤリイカというパックになっているのだろうか、タイ産のヤリイカであるとか。
- ・[瀬能座長]それが結局、値段を見ると優良誤認になっているということで、今、この議論がされているわけであるが、新しい名称は、例えば、イカとついてないと絶対ダメなのか。この属の*Uroteuthis*をもじって、魚だと、例えば、メロとか、聞き慣れないけど、それでちゃんと流通しているみたいだ。そういう名前の付け方であれば、商品名だなつていうことで混乱が起きないかと思う。
- ・[相川氏]メロはもともと英語名で流通していた。イカはアレルゲンなので、名称にアレルゲンのイカが抜けていると別にまたイカと書かなければいけないということになる。正直なところなんかイカでいきたいところであり、従来ヤリイカだったのが、例えば、シロヤリイカなる名前に変えなければいけないということになれば、抵抗があるにしても、その程度であれば受け入れやすいのかなというはある。
- ・[瀬能座長]一つには、標準和名的な名称でないものを、ひねり出すということでもう少し検討

してみるとことにしてはいかがか。その方が良きそうな気はするが、消費者庁で意見があれば。

- ・〔清水食品表示課長〕今、水衛協の方からシロヤリイカとかアカヤリイカは、どうかということであったが、実際、アジアケンサキイカ、ヒラケンサキイカ、ヤセケンサキイカは何か色の特徴とかはあるのか。見た感じだとなさそうであるが、そこにまたシロとかアカとか付けてしまうのもいかがなものかと、思うところはある。
- ・〔瀬能座長〕特徴に関しては加工されている状態ではどうなのか。
- ・〔相川氏〕先ほどの提案は別にこれといった根拠はないが、イメージとして受け入れられやすいのかなということで、イカはどれも白くて赤いので一緒と言ったら一緒ではある。
- ・〔瀬能座長〕この件はもう次の宿題にせざるを得ないと思う。
- ・〔坊衛生調査官〕次回、消費者庁からまずケンサキイカの流通価格や、先ほどあったとおりアジアケンサキイカ、ヒラケンサキイカ、ヤセケンサキイカの流通実態やどのような名前で販売されているのかというところを示しながら、委員の方々もこれはという名前があれば出してもらいたい。消費者庁でも、このような名称ではどうかというものを示したい。それで議論願うということでおいか。
- ・〔瀬能座長〕加えてある程度名前の候補を考えておく必要があるが、重要なのは、いわゆる標準和名と誤認しないような明らかにこれは普通に商品名だというようなことがイメージできる名称が一番好ましいかと思う。ケンサキイカというのが優良誤認につながるという予測のもとで今話しているが、例えば、その名前の中に漢字を入れるとか、あるいはこの学名を上手くもじつたような名称にするとか、とにかく標準和名と誤認しないような名称をひねり出してもらい。それでこの3種の一般的な名称例については次回に送るという結論でよいか。
- ・〔小野委員〕一つ伺いたいが、例えば、ヤリイカ類を付けるというようなのはあり得るか。
- ・〔瀬能座長〕いかがか。
- ・〔相川氏〕ヤリイカ類というのもあり得るとは思う。
- ・〔小野委員〕高価なヤリイカはヤリイカとして、それ以外のものはずっとヤリイカできてしまっていて、それらの区別がついてないということが問題かと思うので、高価なものはヤリイカでそれ以外はヤリイカ類みたいなものというのはあり得るか。
- ・〔瀬能委員〕今の提案いかがか。それで解決できるのであればよいかと思うが。
- ・〔相川氏〕それも受け入れられるかとは思うが、できればその類がついていない、なんとかイカというのも欲しいという意見もあるかとは思う。希望としてはヤリイカ類となんとかイカというのが別名両方どちらか使えるというのが一番いいという希望である。
- ・〔瀬能座長〕では先ほどの宿題に加えて、その類が受け入れられるかということも併せて確認をしてもらうのがいいかと思う。もしそれができるのであれば、非常に簡単であると思うので、よろしいか。次の課題へ移り、No.4からNo.7に関しては、これはこのまでよいということか。特に問題はないか。そのまま標準和名が使えるということ。これら地域が違うので同定に問題がないということでもあると思うが、よいか。意見はあるか。
- ・〔相川氏〕意見というよりも、改めて確認であるが、地方名については使える別名として記載はしないけれども、地方名として使用は可能だということで、なおかつ、例えば、スルメイカを使った唐揚げで、マイカの唐揚げと称して、原材料名のところにはきちんと標準和名であるスルメイカを記載すると、若しくはマイカの唐揚げの下に括弧してスルメイカと併記する。そういうことをすれば当然、地方名としても全国流通しても問題ないという理解でよかつたか。

- ・[瀬能座長]消費者庁の見解をお願いする。
- ・[山口課長補佐]名称のガイドラインの中でも、地方名の扱いについては、その地方名が通用する地域では地方名のみで流通できる。ただし、その地方名が一般に理解される地域以外の地域においても販売される場合は、消費者がその魚介類の種を明確に識別できるよう地方名に標準和名を併記するというルールがあるので、それで対応できると思う。
- ・[瀬能座長]よろしいか。
- ・[相川氏]はい。
- ・[瀬能座長]この4種についてはそういうことでいく。次はNo.8からNo.10まで。提案をそのまま追加し、更に使用できない名称例としてスルメイカとマイカが追加されているということであるが、意見はあるか。使用できない名称例は優良誤認を起こすからということであるが、マツイカは流通上も3種を分けずに扱われているということと、標準和名も語幹が揃っているとか属も同じだとか分かりやすい感じであるが、特に問題はないということですか。ではこれはこのままマツイカでいくということとする。No.11、No.12、No.13はそのままこの標準和名が使われるということであるが、これに関しては水衛協の方で特に意見はあるか。問題はないですか。ではこれはこのままいくということとする。コウイカについては、最初の説明だと、こう呼ばざるを得ないというような流通状況だということで、コウイカとモンゴウイカそれぞれ属としては一つであるが、No.14とNo.15の2種がコウイカで、No.16からNo.20の5種がモンゴウイカということである。提案のとおりであるが、何か意見はあるか。特に問題はないということであるか。ないようであるのでこれはこのまま合意が得られたということとする。次に資料2に関して説明をお願いする。

配布資料2-1、2-2及び2-3に基づき、消費者庁食品表示課 東島食品表示調査官から説明が行われた。

(説明概要)

[資料2-1]

- ・タコについては、水衛協から提案ではなく、消費庁からの提案である。
- ・国産については現行のガイドラインにあるNo.1イイダコ、No.4ミズダコ、No.5マダコ、No.6テナガダコ及びNo.7ヤナギダコに加えて、No.2イイダコモドキ及びNo.3シマダコを追加することとしたい。
- ・No.2イイダコモドキについてはNo.1イイダコと同属で、それぞれの種で品質の差は認識されておらず、イイダコと混獲されて市場に流通しているという実態があることから、イイダコモドキもイイダコとして表示できることとしたい(資料2-3の1ページ参照)。
- ・No.3シマダコについては、沖縄県では水産上、重要な種であるという小野委員の意見を踏まえ、国産種に追記することとする。
- ・No.4ミズダコについては、属の変更に伴い学名を変更することとする。
- ・No.5マダコについては、分類学的な進展により学名を変更することとする。

[資料2-2]

- ・No.1ワモンダコについて、主にタコを扱っている業者へのヒアリング等において、輸入しているという実態があることが明らかとなったため、現行ガイドラインの別表2に新たに頭足類として記載することとしたい。

- ・No.2 学名 *Octopus vulgaris* について、この種が在来のマダコと長らく同種とされていたが、日本在来種のマダコが別種であるとされた。一方で、従来からこの *Octopus vulgaris* がマダコとして国産のマダコと区別無く表示されていたことから、現行ガイドラインの別表 2 に新たに頭足類として記載し、今後もマダコの名称を使用できるように *Octopus vulgaris* の使用できる一般的な名称例としてマダコを記載することとした。

〔質疑応答〕

- ・〔瀬能座長〕資料 2-1 国産のタコであるが、特に水衛協からの提案ではなく、消費者庁案ということであるが、何か意見はあるか。
- ・〔浦和委員〕豊洲の市場等のヒアリングをしたところでは、タコはこのぐらいの種類が識別されて流通しているということで、まだ細かくあるのかもしれないが、そこまでも意味がなく、これでよいかと思う。
- ・〔瀬能座長〕小野委員なにか分類学的な説明はあるか。
- ・〔小野委員〕マダコについての部分は正確に記述してもらっている。実際のところは、マダコの分類が非常に混乱していて、消費者のレベルではそこまで気にすることはないと思っている。これまでどおりマダコと分類して、認識してもらって問題ないと考えている。イイダコについても、属の変更に伴って学名が変わっているだけなので、実際、流通しているものに対してイイダコ又はイイダコモドキが入っていたとしても、イイダコの名称を使用しても、価格が変わらないのであれば問題ないと考えている。
- ・〔瀬能座長〕優良誤認も起こらないというような、割とシンプルな状況ということであるが、水衛協でもそれでよいか。
- ・〔相川氏〕特に異論はない。一番心配していたのはモーリタニアの従来からのマダコが突然マダコでなくなるということになるのは困るなと思っていたので、一安心した。
- ・〔瀬能座長〕タコに関しては、特に大きな問題はないということで、合意が得られたということでよろしいか。議題としては以上で、今回、課題が一つ出ているが、今後の予定をお願いする。

(3) 今後の予定

- ・〔島崎専務〕本日の検討の中で課題が残ったのはアジアケンサキイカ、ヒラケンサキイカ及びヤセケンサキイカの3種についてで、これらは基本的に区別がつかないということで、その名前をどうするかということである。名前の候補としてのケンサキイカでは価格がかなり下がるのかどうかという確認が必要ではないかということと、もう一つの候補としてヤリイカ類というはどうかということ。水衛協からはアカヤリイカやシロヤリイカというような名前の方が受け入れられやすいという意見があった。また、この中でヤリイカ類というのが比較的よいのではないかという意見があった。次の第3回を実施する場合はこの件に関してのみの検討となる。消費者庁で調べてもらい、水衛協に確認して第3回ということになるかと思う。そのような段階で消費者の委員の方も含めて、これでいいのではないかということになると、集まってもらってすぐ終わるということになる。今後、状況を見ながら消費者庁と相談しながら、第3回の日程の調整をさせてもらうということで、場合によっては書面で各委員から合意が得られれば、それで終了することになることもあるということであるよろしいか。議論が必要だということであれば12月中旬以降来年1月の開催もあり得ることを了承願いたい。第3回目を実施するかどうかは微妙な状況に

なってきたので、本日、消費者庁食品表示課の清水課長に出席していただいているので挨拶をお願いしたい。

・〔清水食品表示課長〕先ほどの論点以外は取りまとめてもらい、委員の皆様、瀬能座長、事務局のJAS協会の皆様に感謝申し上げる。今回の検討に当たっては、この場での議論に向けて事前の様々な情報収集において協力、多大な貢献を皆様からいただいていると伺っている。最後に、できれば、いいアイディアが出てきて、書面での開催という形で終わるというのがいいと思っているので、最後まで皆様のお知恵を拝借できればと思っている。よろしくお願ひする。重ねて感謝申し上げる。

(4) その他

(特になし。)

閉会

・〔島崎専務〕本日は忙しい中、集まりいただき感謝する。以上を以て第2回検討会を閉会する。